

■所定疾患施設療養費（I）算定状況

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎などの疾病を発症した場合における介護老人保健施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。また、平成29年度以降は所定疾患施設療養費（I）と（II）に分けられ、当施設は（I）を算定しています。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費（I）の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費（I）について

1. 対象となる入所者の状態（疾病）は次の通りです。
 - ・肺炎（検査を実施した場合に限る）
 - ・尿路感染症（検査を実施した場合に限る）
 - ・帯状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の増悪
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として検査、投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また、月に1回で、連続する7日に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。